

東京大学駒場寮「明け渡し」訴訟における

公正な判断を求める要請書

東京地方裁判所民事第二五部甲2A係

裁判長 藤村 啓 殿
裁判官 高橋 讓 殿
裁判官 下田 敦史 殿

現在、東京地方裁判所において、駒場寮の「明け渡し」を求める裁判が審理されています。国が駒場寮生を駒場寮から追出すために提訴したこの裁判は、まもなく結審に近づきつつある状況です。

駒場寮の問題は、東京大学当局が、駒場寮生や東大の学生に一切秘密にしたまま、一方的に駒場寮の「廃寮」を決定したことに端を発しています。東大当局は、二年連続のストライキなどで示された、学生の「廃寮」反対の意志をも全く無視し、一九九六年四月、駒場寮の「廃寮」を一方的に宣言しました。そして、多数の学生が生活しているにもかかわらず、駒場寮の電気・ガスをストップし、挙げ句の果てには大量のガードマンを使って暴力的に寮施設を破壊するなど、駒場寮の「廃寮」化を強行的におしすすめてきました。学生・寮生はその後、話し合いによる解決を求め続けてきましたが、東大当局は、国の力を借りて学生を裁判に訴えるという、東大史上にもない前代未聞の暴挙に出ました。

しかし、大学内の問題は、このような強制的な手段によるのではなく、大学構成員どうしが十分に必要な時間をかけ、理性的な話し合いをおこなって解決するのが、大学自治の原則にかなった問題解決の方法です。大学自治の原則は、日本国憲法第二十三条でもうたわれている学問の自由を保障するためにも、当然に尊重されなければならないものです。

さる一九九九年十二月に東大教養学部で実施された学生投票でも、「駒場寮『廃寮』計画をいったん取りやめ、学生との合意にもとづくキャンパスづくりを行うことを求めよう」という主文が、二千三百名以上の学生の賛成により批准され、目下、大学内において話し合いによる解決に向けた努力が図られつつあります。

学内自治寮である駒場寮は、日本国憲法第二十三条や教育基本法第三条でもうたわれている、教育の機会均等を保障するために、東京大学においてかけがえのない役割を果たしています。経済的に苦しい学生が多数生活している駒場寮の「明け渡し」は、多くの学生の学生生活に深刻な影響を及ぼすものです。

それだけに、貴裁判所におかれましては、この裁判の結果がもたらす重大な影響を十分に理解され、大学自治の原則が尊重されるような問題解決のために、駒場寮の問題にかかわる事実をしっかりとふまえ、日本国憲法・教育基本法に則った公正な判断を下されるよう、切に要望する次第です。

氏名	住所

【要請書集約先】

東京大学駒場寮委員会

東京都目黒区駒場三 八一 東京大学駒場寮 三(三四六七)七二五八(代表)

東京大学教養学部学生自治会正副委員長

東京都目黒区駒場三 八一 東京大学教養学部学生会館一 八号室 三(五四五四)四二四四

東京大学教養学部学生会学生理事会

東京都目黒区駒場三 八一 東京大学教養学部「キャンパスプラザ」A一 二号室 三(三四六九)二五四四